

守口市人口ビジョン及び守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略
策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

守口市人口ビジョン及び守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

2 委託期間

契約締結日から平成28年3月25日まで

3 事業目的

「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方創生の取組みとして、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び総合戦略が示され、市町村にもその策定が求められている。守口市においても、国の総合戦略や大阪府の人口ビジョン・総合戦略を参酌するとともに、国より地域経済分析システム等により提供される、産業・人口・観光などに関する地域データやアンケート調査結果を分析しながら、守口市の「人口ビジョン」及び「総合戦略」を策定する。

4 委託業務内容

本業務は、守口市人口ビジョン及び守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成を確実かつ円滑に遂行するため、作成全般の細部にわたるコンサルティング業務等を委託する。

なお、業務内容については概ね以下のとおりを想定しているが、プロポーザルの提案内容等により契約締結時の委託者と受託者双方の協議により確定することになるので、下記業務内容に留意し、より良い提案を求める。

(1) 守口市人口ビジョンの策定支援

①対象期間

平成27年（2015年）から平成72年（2060年）

②人口等の分析

○人口動向の分析

- ・総人口や年齢3区分別人口、出生数、死亡数、転入数、転出数等の時系列の状況分析
- ・性別・年齢階級別の地域間の人口移動の状況分析
- ・産業別の就業状況や雇用状況など人口動向に関連する事項の分析

○将来人口の推計と分析

- ・国立社会保障・人口問題研究所や日本創成会議の推計をベースに出生率や移

動率などについて仮定値を変えた地区ごと及び小学校区ごとの人口推計（5歳刻み）の比較

・将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

○人口の変化が地域の将来に与える影響の分析及び考察

・現状の傾向を維持したままの人口推計値における将来の地域住民の生活や地域経済、地方行政に与える影響についての分析及び考察

③人口の将来展望

○将来展望に必要な調査分析（アンケート調査等）

・結婚・出産・子育て等に関する意識・希望調査の企画・実施・結果分析

・市内転入者、市外転出者に対する居留意向調査の企画・実施・結果分析

・市内在住者に対する居留意向調査の企画・実施・結果分析

・その他将来展望作成に必要な調査の企画・実施・結果分析

○目指すべき方向と将来展望

・調査分析を踏まえた本市の目指すべき方向と将来展望の整理

(2) 守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定支援

①対象期間

平成27年（2015年）から平成31年（2019年）

②基本目標

本市の人口ビジョンを踏まえた上で、国及び大阪府の総合戦略が定める政策分野を勘案して、基本目標を整理する。

③目標実現に向けた基本的方向

②で定める政策分野ごとの基本目標を達成するために講ずべき施策の基本的方向及び本市の総合基本計画やその他の関連する計画との整合性を整理する。

④具体的な施策と客観的な指標

③で定める施策の基本的方向に沿って、政策分野ごとに、国の総合戦略に盛り込まれた「政策5原則」（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）の趣旨を踏まえて、対象期間のうちに実施する具体的な施策を整理するとともに、各施策の効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに、客観的な重要業績評価指標（KPI）を整理する。

(3) 検討組織の運営支援

（仮称）守口市まち・ひと・しごと創生委員会（産業界・国等の行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア等の関係者で構成し、当該計画の策定に係る検討等を実施する守口市の附属機関）における会議用資料及び会議録の作成（7月～12月頃までに6回程度開催予定）

※委員報酬は、委託費の中に含まない。

(4) その他関連業務

①戦略等の公表用資料の作成支援

○戦略等の各案（素案、原案等）を公表する際に必要となる各種資料の作成支援

②関係機関等との連絡調整

○戦略等の策定にあたって有益な知見・情報等の提供が可能な関係機関等（個人を含む。）の斡旋

③重要業績評価指標（KPI）の検証

○総合戦略に定める施策のうち平成27年度において実施する施策に係る重要業績評価指標（KPI）のアンケート調査等による検証

5 業務の着手

受託者は、契約締結後7日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため、担当者との打合せを開始することをいう。

6 担当者

- (1) 委託者は、本業務における担当者を定め、受託者に通知するものとする。
- (2) 担当者は、契約書に定められた事項の範囲内において、協議等の職務を行うものとする。
- (3) 担当者の権限は、契約書に規定する事項とする。
- (4) 担当者は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、担当者が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとする。担当者は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受託者にその内容を通知するものとする。

7 管理技術者及び主任技術者等

- (1) 受託者は、本業務における管理技術者を定め、委託者に通知するものとし、管理技術者、主任技術者及び担当技術者をもって、秩序正しい業務を実施させるとともに、本業務の特質を考慮し、専門的知識と経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 管理技術者は、契約書に基づき、業務の管理を行うものとする。
- (3) 管理技術者は、業務の履行にあたり、業務全般の管理責任者として、本業務に精通し、十分な技能と経験を有する者でなければならない。なお、業務の遂行に支障をきたすと認められたときには、委託者は、受託者に対し、管理技術者の変更を求めることができる。
- (4) 管理技術者に委任できる権限は、契約書に規定する事項とする。ただし、受託者

が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、委託者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受託者の一切の権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ、委託者及び担当者は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

- (5) 主任技術者は、技術上の管理責任者として、本業務に精通し、十分な技能と経験を有する者でなければならない。なお、業務の遂行に支障をきたすと認められたときには、委託者は、受託者に対し、主任技術者の変更を求めることができる。
- (6) 管理技術者は、前項に定める資格を有している場合、主任技術者を兼ねることができる。
- (7) 照査技術者は、管理及び主任技術者との兼務をすることができない。
- (8) 受託者は、次に該当する技術者を本業務に従事させてはならない。
 - ・成年被後見人及び被保佐人
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・他の会社にて懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (9) 本業務に従事する技術者は、勤務の内外を問わず、その業務の信用を傷つけ不名誉となる行為をしてはならない。

8 担当技術者

担当技術者は、契約書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

9 業務従事者名簿等

- (1) 受託者は、本業務における各作業の従事者を遅滞なく決定し、速やかに業務従事者名簿及び各人の経歴書を担当者に提出しなければならない。
- (2) 業務従事者名簿は、担当作業と対比して氏名が分かるように記入する。
- (3) 提出された経歴書は、委託者が確認し、適任と判断した場合は、承認するものとする。

10 提出書類

- (1) 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類について担当者を経て、委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書等及びその他募集要領にて指定した書類を除く。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。
- (2) 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者におい

て様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

1.1 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を作成し、担当者に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - ①業務概要
 - ②実施方針
 - ③業務工程
 - ④業務組織計画
 - ⑤打合せ計画
 - ⑥成果品の品質を確保するための計画
 - ⑦連絡体制（緊急時含む）
 - ⑧その他
- (3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合には、理由を明確にした上、その都度担当者に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 受託者は、担当者が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

1.2 疑義の解釈

本業務の実施について、本仕様書及び関係法令等に明示されていない事項又は疑義を生じた場合は、委託者と受託者で協議する。ただし、協議が成立しない場合、受託者は委託者の指示に従うものとする。

1.3 検査

- (1) 受託者は、業務完了後において、本業務に係る検査を受けるものとし、検査完了合格をもって業務を完了するものとする。ただし、本業務完了後であっても、成果品に記入漏れ、不備、誤り又は是正すべき事項等が発見された場合は、受託者は委託者の指示に従い、責任を持って、速やかに是正するものとする。なお当該是正に係る費用は、すべて受託者の負担とする。
- (2) 委託者は、検査に先立って、受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合における検査に要する費用は、受託者の負担とする。
- (3) 検査員は、担当者及び管理技術者の立会いの上、次に掲げる検査を行うものとする。

る。

- ・本業務の成果品の検査
- ・本業務の管理状況の検査

1 4 再委託

- (1) 契約書に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。
 - ・計画策定に係る遂行管理
 - ・本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受託者は、コピー、印刷、製本、資料整理等の簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。
- (3) 受託者は、前2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、委託者の承諾を得なければならない。
- (4) 受託者は、業務を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。なお、協力者が、守口市測量・建設コンサルタント等入札参加者名簿又は物品等の入札・見積り参加者名簿に登録されている者である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。

1 5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

1 6 臨機の措置

- (1) 受託者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また受託者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに担当者に報告しなければならない。
- (2) 担当者は、天災等に伴い成果品の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

1 7 瑕疵の修正

受託者は、契約書に規定する瑕疵の修正の請求を受けた場合は、直ちに修正を行わなければならない。

1 8 不当介入に対する措置（守口市建設工事等暴力団対策措置要綱）

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり、暴力団員等から業務妨害等の不当介入又は下

請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに担当者に報告するとともに、警察へ届出をしなければならない。

- (2) 受託者が直接又は間接に、指揮又は監督等を行うべき協力者等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、受託者は当該協力者等が前項と同様の措置を行うよう指示しなければならない。
- (3) 受託者が前項に基づく指示を行ったときは、その旨を担当者に報告しなければならない。
- (4) 第1項又は前項の報告義務を怠ったと認められるときは、指名停止措置を行うものとする。
- (5) 受託者又は協力者等が第1項及び第2項の不当介入を受け、同2項の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延期等の措置を講じることができる。

19 委託料の支払い

委託者は、「13 検査」に基づく検査を実施し、検査に合格した場合、受託者に、委託契約書で定める委託料を支払うものとする。

20 照査

- (1) 受託者は、業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分に整理することにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、成果品に誤りが無いよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、遺漏なき照査を実施するため、本業務に精通し、十分な技能と経験を有する者を照査技術者として配置しなければならない。
- (3) 照査技術者は、業務全般にわたり次に掲げる事項について照査を実施しなければならない。
 - ・ 基本条件の確認
 - ・ 業務計画（実施方針及び実施手法等）の妥当性の確認
 - ・ 計画策定に関する妥当性の確認
 - ・ 各種統計数値及びその処理方法の確認
 - ・ 成果品の確認

21 成果品

- (1) 本業務の成果品は、以下のとおりとする。
 - ① 調査結果報告書（データ納品）
 - ② 調査結果報告書概要版（データ納品）
 - ③ 守口市人口ビジョン・守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略中間報告書（100

部・データ納品)

④打合せ記録簿（1式）

⑤守口市人口ビジョン（100部・データ納品）

⑥守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略（100部・データ納品）

⑦守口市人口ビジョン・守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略概要版（フルカラー印刷100部・データ納品）

- (2) 業務完了後の成果品の検査については、委託者が実施し、検査の合格をもって全ての引き渡しを終了するものとする。
- (3) 本業務の成果品は、守口市企画財政部企画課に納入するものとする。

2.2 業務を進めるうえでの留意事項

- (1) アンケート調査等を実施する際には、守口市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の適正な取扱いを行うこととする。
- (2) 採択された企画提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。
- (3) 業務の実施に際しては、契約締結以降、進め方や資料確認など、適宜、十分な打合せ協議を行いながら進めていくものとする。なお、本市の所有する数値等のデータについては可能な限り提供する。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり段階的な方向性を決定する際には、それまで実施した調査・分析等について、一定の成果を取りまとめ、報告書として委託者に提出することとする。なお、提出日の詳細や成果の熟度等については、協議の上決定することとする。
- (5) 戦略等の策定に係る庁内外の会議等において、業務進捗状況についての報告を委託者が求めた際には、必要となる資料を提出すること
- (6) 市民や企業等からの意見を聴取する際の広報などについては、守口市ホームページなどを利用した周知が可能である。
- (7) 本業務の実施にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権、使用権等の権利については、受託者において、使用許可を得ることとする。
- (8) 本業務に係る成果物及びデータについての著作権は委託者に帰属することとし、委託者が自由に加工、複写、増刷等を行い、公表できるものとする。

(参考) スケジュールイメージ

平成27年 6月	アンケート調査
7月	人口関係資料、総合戦略関係資料取りまとめ
9月	人口関係資料、総合戦略関係資料最終取りまとめ及び中間報告書納入
11月	人口ビジョン・総合戦略素案の策定
平成28年 1月	人口ビジョン・総合戦略の策定（パブリックコメント）
2月	重要業績評価指標（KPI）の検証
3月	人口ビジョン・総合戦略成果品最終納入